

## 『小右記』の鍼灸

寺川 華奈

日本鍼灸研究会

藤原実資（九五六～一〇四六）によって著された『小右記』は、特に道長の活躍した後期摂関時代を伝える貴重な史料だが、医学の分野においては『医心方』成立当初からほぼ五十年間の鍼灸を伺うことが出来るという点で興味深いものである。

『玉葉』や『明月記』などの古代から中世の古記録同様に灸を中心とした記載が並ぶ中、本書の特色は患家が多岐にわたることである。道長（三回）、藤原朝経（三回）を筆頭に十二人を対象として行われている。うち症状が明記されているものには落馬に因る外傷（一回）、腫物（二回）、瘰癧（一回）がある。施術部位については、手（一回）、腋（一回）、肩（一回）等が明記されており、穴名は見みられない。

鍼に関しては道長の背部の腫れ物に対する記載のみとなっている。施術内容については触れられていないが、おそらく排膿を目的とした、外科的な処置であったと考えられよう。

この道長に鍼を行ったのは『医心方』の著者、丹波康頼の孫・忠明で、権鍼博士、医博士、典薬頭、侍医兼丹波守等を歴官した人物であるが、この忠明と同時期に活躍した医家、和気相成、相法も本書に登場する。

前者の相成は一条帝をして「医方ハ則チ丹波重雅、和気正世」と言わしめた正世の子で、侍医鍼博士兼図書頭、典薬頭を歴任した。また後者の相法は、鍼博士、侍医を務めた人物で、叔父である正世の後を継いだ。

本書では患家を介在させた和気と丹波の関係が活き活きと映し出されている。それは時には診断や治療を通して、また時には相手を意識した患家とのやりとりを通して伺うことが出来る。例えば実資の風雨に中った病状に言及した「齟齬アリ」される治安二年（一〇二三）四月十八日の項、

「十八日、丁巳、早旦於法【「相敷】】来云、至今不可如治【「灸カ】】経一兩日可沐浴者、其後忠明云、今朝【明】日猶可加右【「灸カ】】治、以冷過【「不】脱カ】可為着【善】仍用不治【「灸カ】】、可禁飲酒並沐、其外食物不可禁者、以【「亦カ】】熱氣只今明問「問」也、」 ※【】内は傍注

では診断を中心とした対立が明確に記されているが、春宮大夫頼宗の所労に関する万寿四年（一〇二七）二月五日の項、

「権医博士相成云、春宮大夫所労無減、猶頗増歟、雖可灸治所有憚、不申一定、忠明宿称相同、事懼尤多、今一兩日可見定者、」

では患家の身分の高さに対して診断や家を超え、まるで立場を共有するかの如くに伺える。

また藤原泰通の左手大指に生じた瘰癧に対する治療に触れた万寿二年（一〇二五）七月二十六日の項、

「……日者播磨守泰通左手大指腫、加治亦蛭喰、未平云々、今日侍医相成云、昨罷向、日者忠明灸治已無其驗、不灸可灸所、今可灸者、〈ヘウソ云々〉、」 ※〈〉内は割注

では、忠明の施術を意識する相成の姿がある。

実資のリアリズムは単なる道長を中心とした人物への批判に留まらず、鍼灸に関する描写にも及んでいる。それは単純に和気・丹波両家の違いにまで言及しうるようなものではなくとも、民間医が登場する直前の鍼灸事情を伝える史料としての重要性に疑いはないと言えよう。